野々市市町内会除雪費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大雪により雪害対策が必要となった場合において、町内会による除排雪活動を支援するため、機械による市道の除排雪に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することに関し、野々市市補助金交付事務取扱規則(昭和56年野々市町規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

- 第2条 補助金の交付の対象となる事業は、野々市市地域防災計画に定める雪害対策本部が設置されている期間(以下「補助対象期間」という。)において町内会が実施する市道の除排雪であって、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 機械による除排雪を事業者に委託して行うもの(町内会が当該委託に 係る費用を負担する場合に限る。)
 - (2) 町内会が自ら機械により除排雪を行うもの

(補助金の額)

- 第3条 補助金の額は、1町内会当たり1年度につき150,000円を超えないものとし、次に掲げるところにより算定する。この場合において、補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
 - (1) 前条第1号に該当する場合 除排雪の委託に係る費用(町内会が負担 するものに限る。)の2分の1以内の額
 - (2) 前条第2号に該当する場合 除排雪に使用した重機等の稼働時間に市 長が別に定める稼働単価を乗じて得た額

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする町内会は、補助対象期間が終了する日の翌日から起算して15日以内に補助金の申請を行わなければならない。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、公表の日から施行する。